

安芸市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第14項の規定により、監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和3年6月30日

安芸市監査委員 福島 文明

安芸市監査委員 山下 裕

監査結果に基づく措置の内容

課名	指摘事項等	措置の内容
生涯学習課	放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。	安芸学童保育所、川北学童保育所、土居学童保育所、井ノ口学童保育所の令和2年度自己評価結果を、令和3年6月2日に公表しました。